

# 加西市立富合小学校いじめ防止基本方針

## 加西市立富合小学校

### 1 学校の方針

本校は、学校教育目標を「豊かな心を持ち、自ら学び、たくましく生きる児童の育成」とし、自らが主体的に判断し行動できるとともに、学校という共同生活の中で互いにつながり合い高め合うことで、心身ともに強靱かつ健全な児童の育成をめざしている。学校目標実現に向けて、毎年実情に即しためざす児童像やスローガン等を設定し、児童の育成に取り組んでいる。

そのために、全校生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けての日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

### 2 基本的な考え方

本校は加西市の東部に位置し、周囲を田畑で囲まれた田園地域にある。市街化調整区域が多いため新興住宅地が少なく、兼業農家や三世代が同居する家庭が多い。また、ほとんどの町では昔ながらの自治会組織が引き継がれ、在住者のほとんどがお互いに面識がある。また、地域は教育に対する関心が高く、学校教育に対して協力的である。

本校児童は、問題行動も少なく、落ち着いた雰囲気で行々の生活を送ることができている。学校は日頃から児童の様子について教職員間の連携を密にし、情報を共有するとともに報告・連絡・相談等の徹底をし、組織的に対応することで早期発見と迅速かつ実効的な指導、そして未然防止に努めている。また全児童対象にアンケート調査を定期的に行い、最新の児童の考え方や様子などを把握するようにしている。さらに縦割り班活動やクラス遊びを中心に、休み時間の外遊びの充実を図っている。特に教師が積極的に外遊びを推奨し、児童のコミュニケーション能力を高めるとともに、時間の許す限り児童とふれあう時間を確保し、日常の児童の様子や個性を把握するように努めている。

教職員が児童、保護者、地域と連携し「いじめを生まない、見逃さない土壌づくり」に取り組むとともに、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の指導体制を構築し、包括的に推進する。

### 3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

#### (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、スクールカウンセラー等により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

#### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在

り方、良好な人間関係の構築等いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

### (3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いがある情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、迅速に情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により校長が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、加西市教育委員会に報告するとともに、校長のリーダーシップの下、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラー、民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、加西市教育委員会の判断により、加西市子どものいじめ防止等に関する条例に定める機関（「加西市子どもいじめ問題対策審議会」並びに「加西市いじめ問題調査委員会」）等に協力し、解決と再発防止に向けて迅速な対応を行う。

## 5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、教育相談や家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

## 6 改訂について

令和6年4月 一部改正